

寒川町立公民館の使用、管理及び組織に関する規則新旧対照表

現行					改正案				
～略～					～略～				
(使用申請)					(使用申請)				
第6条 (略)					第6条 (略)				
2 前項の使用許可申請書の受付期間は、次の表に定めるとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。					2 前項の使用許可申請書の受付期間は、次の表に定めるとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。				
区分	町内		町外		区分	町内		町外	
	始期	終期	始期	終期		始期	終期	始期	終期
町民センターホール	使用日の属する月の6か月 前の初日から	使用日の14日前まで	使用日の属する月の5か月 前の初日から	使用日の14日前まで	町民センターホール	使用日の属する月の12か月 前の初日から	使用日の14日前まで	使用日の属する月の11か月 前の初日から	使用日の14日前まで
(略)					(略)				
3・4 (略)					3・4 (略)				
～略～					～略～				
					<u>附 則</u>				
					この規則は、平成28年4月1日から施行する。				